

Title	和蘭殖民地ニユー・ネザールの憲法制度
Sub Title	
Author	藤原, 守胤(Fujiwara, Moritane)
Publisher	三田史学会
Publication year	1932
Jtitle	史学 Vol.11, No.1 (1932. 3) ,p.55- 93
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19320300-0056">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19320300-0056</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

## 和蘭殖民地 ニュー・ネザールランドの憲法制度

藤原守胤

北米大陸に於て法人を領主とする私領殖民地としてヴァージニアに次で其恒久的建設に成功した殖民地は、現在北米合衆國內で其人口、富及び政治的に他の諸州に較べて壓倒的に卓越せるの故を以て所謂“Empire State”と呼ばれて居る紐育州の起源を爲すニュー・ネザールランドであつた。紐育は實に獨立十三州中に於ける英人外の國民の經營に其起源を置く唯一の殖民地であつた。紐育殖民史は大凡そ是を三時代に分つ事が出来る。第一の時代は一六〇九年 Henry Hudson がマンハッタン島及び後年彼の姓を以て呼ばれるに至つた河を發見してより一六六四年英人の征服に至る四三ヶ年の和蘭西印度會社經營のニュー・ネザールランド時代である。第二は英人の征服より一六八五年ヨーク公がゼイムス二世として即位する迄の廿一ヶ年のヨーク公を領主とする私領殖民地としての時代である。第三はヨーク公の即位より一七七五年の獨立宣言に至る九一ヶ年の王領殖民地としての時代である。茲で取扱ふのは此第一の時代のみである。New Jersey に於ける和蘭人及びデラウェア河畔の和蘭人及び瑞典人の殖民事業は夫

等の地方の發達の上に殆ど何等の影響も與へて居らぬが、紐育の場合はさうでは無い、紐育殖民地の發達過程が他の英人の領地殖民地の夫と稍異る所以は、主として此第一の時代に和蘭人が獨自の制度を同地に發達させて居た結果である。何故に紐育に於ては代議制度の發達が比較的遅れたかと云ふ理由の説明も又夫が征服殖民地であつたと云ふ事に求めなければならぬ。

ネザールランヅ (Netherlands) の封建的統治權は速くより Burgundy 家に集中されて居た。チャールス五世は母方の祖父母フェルデナンド及ヒイサベラより西班牙王位と父方の祖父母マキシミアン一世よりバーガンデイ家のメリーを通じて獨逸皇帝の位とネザールランヅの統治權を一身に繼承した。彼が新教撲滅の計畫に失敗して一五五五年に退位するや、彼は弟フェルデナンド一世に獨逸皇帝の位を、子フィリップ二世に西班牙の王位とネザールランヅの統治權を夫々譲つた。斯くしてネザールランヅの統治權は西班牙王位に隸屬したのである。舊教國西班牙で生育されたフィリップ二世は、ネザールランヅの特權、習慣、傳統及び大半が新教徒である其住民の感情に對し、理解も同情も自然持つ事が出来なかつた。彼は舊教國西班牙の王として有する凡百偏見を以てネザールランヅに君臨したのである。苛酷なる法令を以て新教を嚴禁した許りでなく、從來バーガンデイ家が承認し且大體に於て尊重してきた住民の自治的諸特權を無視する態度に出た。於茲哉、北部七州が結束して獨立革命を敢行し、ネザールランヅ合衆國 (United States of Netherlands) を建設した。北部七州が一五七九年にユトレヒト同盟を締結し進んで

其三年後には獨立を宣言して事實上の獨立を確保し共和國を建設した事を指摘すれば、西班牙が彼等の獨立を公認せる一六四八年のウエストフアリア條約に至る夫以後の和蘭建國の歴史を茲に辿る必要は無からう。

却説、斯くして生れた和蘭共和國は、理論上相互に平等にして且各自の主權を夫々己に保留せる前記七州の聯邦國家であつた。聯邦政府の主なる機關は聯邦議會 (States General) 聯邦參事院 (Council of State) 及び聯邦總督 (Stadholder) であつた。聯邦議會は諸州の代表者より成り通常ヘーグで開會された。諸州は各自の欲する處に従ひ國會に送る代表者の數、其任期及び選舉の方法を勝手に定める事が出來たが、聯邦議會に於ける投票は各州一票に限られて居た。議長職の如きも各州の代表者が一週間毎に代行した。是等の事實を通じて觀るも、諸州の聯邦議會に於ける地位が其領域、人口及び富の程度に無差別に平等の原則——尠くとも法律上に於ては——の上に立つて居た事を窺ふ事が出来るのである。聯邦議會は詢に主權を具體する國民の代表機關ではなく、其議員が各自の代表する諸州の訓令に従つて行動する諸州の代理機關に外ならなかつた。戦争、媾和、同盟の締結、募兵及び課税は聯邦議會に於ける全諸州の満場一致の賛成を必要とした。聯邦議會は斯く代理機關の性質を有し其權力は諸種の法律的制限を受けて居たが、實際には聯邦の最高の政治機關として尠からざる權威を持つて居た。聯邦議會は海外使節を派遣し受理し且合衆國の外交政策を掌握した。加之、聯邦議會の諸州に對する報告及び勸告は

諸州の決定を左右する力を通常持つて居た。聯邦議會は一院にして國民よりも州を代表する機關であつたが、他に上院の機能を多く果し全體としての國民を代表する機關があつた。夫は聯邦參議院である。聯邦參議院は諸州より一定の割合で選ばれた併し各自の州に對する忠誠を拋棄して合衆國に忠誠の宣誓を爲せる十二名乃至十八名の參議より成立した。參議院の特殊なる任務は聯邦の財政及び軍事を擔當する事に在つた。併し其決定が有効に執行される爲には多くの場合聯邦議會の同意を必要としたのである。總督は合衆國の主たる行政長官にして且陸海軍の總司令長官であつた。彼は聯邦議會に出席して議案を提出し且其説明に當る事は出來たが、聯邦議會の討議及び投票には參加する事が出來なかつた。聯邦議會は彼の出席中は其討議及び投票を中止したのである。「Stadholder」は元々各州に一名宛設置され各州の行政及軍事長官の役目を果した主權者の代理人 (Sovereign Lieutenant) に對する稱號であつた。一五五五年皇帝チャールス五世はオレンジ公ウイリアムを和蘭州及びジールランド州の總督に任命した。革命が勃發するや同盟諸州は選舉に依り彼を同盟諸州の總督に任命して、Stadholder の稱號を存續せしめた。斯くて聯邦總督の地位が生れたのである。此地位はオレンジ家の者が代々續けて諸州の選舉に依り終身的に一六七二年迄任命された。同年に至り此地位はウイリアム三世の許で世襲的にオレンジ家のものとなつた。

諸州の政治組織は大體同一であつた。而して夫は聯邦政府の組織と略々類似して居た。聯邦政府の組

織は實際に於て諸州の夫に模倣して構成されたものである。諸州の内和蘭州は其人口と富の點で他の諸州よりも遙に卓越せる最も偉大な州であつた。<sup>6</sup>此故にネザールンヅ合衆國及びネザールランド人は通常和蘭及び和蘭人と呼ばれてきたのである。<sup>7</sup>和蘭州は他の諸州が又さうであつた様に、多くの點で法律上等にして各自が多分の獨立性を有する自治都市の聯邦體であつた。和蘭州政府の主なる機關は州議會 (Provincial State)、州參事會 (Gecommitteerde Raden) 及び州行政官 (Grand Pensionary) であつた。州議會は州の最高權威の政治機關にして、都市及び貴族の代表者より成立した。代表者即州議會議員の數は不定であつたが、其投票は一定して居た。即貴族の全團體は一票を、十八の都市は各自一票宛を夫々持つて居た。代表者は其投票に付き各自の選舉團體たる貴族の團體又は市參事會に對し責任を有し、彼等の發する訓令に従つて行動したのである。而して州議會に於ける重用問題の決定には、聯邦議會に於けると均しく、滿場一致の贊成を必要としたのである。州參事會は、聯邦參事院の聯邦議會に對すると略々同様な地位を州議會に對し有し、貴族の團體より一名、都市より九名、都合十名の議員より成立した。其特殊なる任務は州財政及び軍事を擔當する事に在つた。州參事院議員の二名は常に聯邦議會の議員であつた。州行政長官は州議會に依り五ヶ年の任期を以て選舉されたが、再選に依り終身其地位を保つを普通とした。彼は州議會議長を兼ね、投票權をこそ有して居なかつたが、實際上には其地位の爲に州議會に於て大なる勢力を振ひ得たのである。

彼等の政治組織の最も顯著なる特質は地方分權主義であつた。各自治都市は州政府から殆ど獨立して自らの財政を處理し、自らの防備を掌り、而して自ら制定せる法律に依つて自治を行つたのである。都市は詢に州及び合衆國に於ける權力の源泉であつた。市の最高の政治機關は二名以上の市長 (Burgomasters) 及び若干名の市參事 (Schepens) より成る市參事會 (Wethouderschap) であつた。市長及び市參事は一定の市民權 (Burgerrecht) を有する市の住民より成る市會 (Vroedschap) より選ばれたる若干名の選舉委員に依り通常一ケ年の任期を以て選舉された。市參事會の主たる權能は法律命令の制定、課税及び市裁判所を構成する事に在つた。是等の機關の外に尙、犯人を檢舉し市參事會の命令及び判決の執行に當る Schout と呼ぶ執行官が存在した。市の住民が市民 (Burger) たるには市民權を得る事を要した。市民權は通常一定の財産資格を有する住民が所定の金額を市に獻納する事に依つて獲得する事が出來た。市民權は世襲的にして、結婚に依つて移讓され、婦人も又男子と同様に享有する事が出來た。市民權には種々の特權——例へば市政參與權、市の諸公職に對する獨占的被選舉權、貿易の自由及び通行税の免除の如き——が附隨した。而して市民權を享有せる者は大體に於て富裕なる比較的少數の商人に限られて居た。當時和蘭の市民の都市に於ける政治上の勢力は當時の英國諸州に於ける郷士 (Country gentlemen) の夫に匹敵すべきものであつた。都市の政治は高率の財産資格と複選舉法に依つて巧に擁護されたる市民及び其代表者の寡頭政治に外ならなかつた。是等の少數者は都市の政治機關を通

じて、貴族と共に州政府を支配し、州政府を通じて更に聯邦政府を支配した。

以上に依つて吾人は和蘭人が新大陸に殖民地建設の事業を企てた十七世期の初頭に於ける和蘭の憲法制度の状態を大體概観する事が出来た。是を一言にして評すれば、ネザールンズ合衆國及び其諸州の政治組織は國家及び國民的見地から觀て餘りに地方分權に過ぎ、其政治は兎角不統一及び無能率に陥り勝ちであつた。其政治機構に自ら備る無能率の傾向を多少でも矯めたものは其全政治生活を蔽ふ寡頭政治であつた。併し寡頭政治には其處に自ら弊害が伴つたのである。是等の事實はニュー・ネザールンドの統治の上に遺憾なく暴露され、其發展上に尠からざる障害を與へて居る。

西班牙王に獨立革命の反旗を翻せる和蘭は、一五八一年より一六四八年に至る迄、西班牙と敵對關係に在つた。フィリップ二世の葡萄牙合併（一五八〇）は和蘭に對し二重の意義を持つて居た。其一は從來葡萄牙人の手を通じリスボン港を経て營んで居た印度貿易が突如として彼等から全然遮斷された事である。是は和蘭人の東洋進出を不可避的ならしめたのである。他は合併に依つて葡萄牙の東洋及び南米に於ける商權及び廣大なる殖民地が敵國西班牙の支配に歸した爲に、和蘭人は本來の西班牙殖民地と均しく自力の許す限り夫を公然且自由に攻撃する事が出来た事である。和蘭が大凡一五八八年頃より一六六〇年頃迄、海外貿易及び殖民事業に於て歐洲列強の間に首導的地位を保持した重大なる一原因は、久しい間西班牙と敵對關係に在つて無遠慮に其殖民地と商權を攻撃する事が出来た爲である。英國民の如き



は、一六〇四年の講和條約以來ゼイムス一世の親西政策に妨げられて、公然且直接に西班牙の殖民地を攻撃する事は許されなかつたのである。加之、此時代を通じて英國も佛蘭西も共に兎角國內的紛争に妨げられて、海外發展に國民的精力を充分傾け得なかつた。是に反し獨り和蘭は、西班牙の海上勢力に挑戦し海外發展を計る事が國民的獨立を安固ならしむる所以であつたので、國民的精力を此方面に傾注した。和蘭の殖民事業及び「海上帝國」建設の起源は、英國民の夫と均しく、西班牙の攻撃力を破壊する仕事と密接な關係を持つて居た。和蘭の海上事業を支配するに至つた和蘭東印度會社及び西印度會社の設立の目的の一半も實に此仕事を遂行する事に在つた。而して是等の會社は、殆ど國王の干渉を受けず純然たる私設の機關であつた當時の英國の商事會社とは趣きを異にして、國家の指導と支持とを絶えず受け國民的性質と組織を有する半官半民の會社であつた。詢に是等の會社は國家の目的を遂行する重用なる其一代理機關に外ならなかつたのである。

和蘭人の亞米利加進出は其東洋進出に較べて遙に緩慢であつた。東印度會社は一六〇二年の速くから設立されて東洋貿易に覇を唱へて居たが、西印度會社が設立されたのは約廿ヶ年後の一六二一年の事であつた。東印度會社は其使用人 Henry Hudson から彼の一六〇九年の航海に依り今日のハドソン河流域が無盡藏なる毛皮の供給所たるべき事の報告を受けたのである。乍併、同會社は亞米利加地帯で探險又は貿易に従事する權利を持つて居なかつた許りでなく、收益率の甚大であつた東洋貿易に全資本を傾

注して居たので、會社自身として此有望なる毛皮貿易に着手しようとしなかつたのである。されど東印度會社の若干の株主及び和蘭の商人中にはハドソンの報告に動かされて此毛皮貿易を志望する者も尠くなかつた。彼等は一六一〇年以降屢、船をハドソンの發見せる地方に派遣し、一六一四年には遂に聯邦議會より特許狀を得てニュー・ネザールランド(又はアムスターダム)會社を組織した。本特許狀に於て和蘭は初めて亞米利加の一部分の土地の領有權を公けに主張したのである。New Netherland と云ふ名稱も此文書で最初に使用されて居る<sup>11</sup>。此文書は四ケ年間の期限付きで單に和蘭本國とニュー・ネザールランド間の貿易獨占權を會社に附與せるに過ぎなかつたので、會社の許では殖民地の建設は何等實行されなかつたのである。併し此頃より既に Manhattan 島及び當時の遠洋船の溯航し得る最上端に位ひした現在の Albany 市の附近が毛皮蒐集の中心地となつて居た。會社の貿易獨占權の享有期間は一六一八年を以て終了した。會社は更に獨占期間の延長を策したが、社外多數の商人の反對に遭つて失敗に終つた。そしてニュー・ネザールランド會社の事業は結局、一六二一年聯邦議會の發行せる特許狀の許で、遙に遠大なる目的と大なる資本と組織とを以て新に設立された西印度會社 (The Dutch West India Co.) に依つて繼承された。

一六二一年の特許狀は西印度に一定の領地を下附した譯でも又其活動範圍を亞米利加に限つた譯でも無かつた。夫は先づ西印度會社一六〇二年の特許狀に依る東印度會社の獨占區域外の地域たる希望峰以

西の亞弗利加沿岸及び南北兩亞米利加大陸沿岸と本國間の航海及び貿易の獨占權を附與した。和蘭人にして會社の承諾を受けずして希望峰及び Canger 間又はマゼラン海峽及びニューファンランド間の地域に航海する者は、發見された場合には其船舶及び物品は一切沒收される事となつたのである。會社は又上掲の地方に於て殖民地を建設し且其殖民地の統治及び防禦に必要な知事其他一切の役人の任命、裁判の執行、城塞の築造、外敵の防衛、攻撃戰爭の遂行、及び未開地の會長又は君主との條約締結等の「殆ど國家的の統治權」が附與された。併し公式の宣戰には聯邦議會の承認を受ける事を要した。此場合聯邦議會は廿隻の戰艦より成る一艦隊を會社に提供する義務を負ふた。但し是等の艦隊の配員及び其維持の費用は會社が負擔する事を要した。此場合會社に又聯邦政府の提供すると同數の戰艦より成る艦隊を自身の費用に依り戰鬥に参加させる事を要した。會社は殖民地知事 (Director-General of the Colony) を選擇し彼に對し訓令を發する事が出來たが、彼の任命に就ては聯邦議會の承認を求むるを要した。彼に對する辭令書 (commission) は會社ではなくして聯邦議會が直接發行した。<sup>13</sup> 會社は又其政策、業務及び會計に關し隨時聯邦議會に報告し、出來る丈け其勸告に従ふ義務を持つて居た。會社の有する大なる缺陷は實に其組織に在つた。株主はネザールランズの聯邦主義に則り、ネザールランズの異つた地方を代表する五箇の團體 (Chambers) に編制された。是等の諸團體の内和蘭州を代表するアムステルダム團は最も重用且有力な株主の一團であつた。會社の全資本は九株に分たれ、其内四株迄は實にアムステルダム

團に割當てられたのである。各株主團の主たる職能は財政的であつて、彼等は夫々一定數の取締役を選任して其事務を處理した。會社全體の事業を總轄遂行する爲に各株主團及び聯邦議會の代表者より成る十九人會 (College of Nineteen) と稱する機關が存在した。斯る複雑なる聯邦組織は行動の迅速を期し能率を擧げる上に大なる障害となつた事は疑ふ餘地もない。

會社が設立さるゝや、夫は貿易又は殖民の機關としてよりも寧ろ西印度諸島、墨西哥、祕露及び伯刺西爾に於ける西班牙勢力を打破する戰爭遂行の機關として主に使用された。彼等の目的は、會社の重役自身が告白して居る様に、「土人との些少なる貿易又は未開地方の遅々たる開發」ではなく「西班牙王及び其臣民に對する敵對行爲」であつた。<sup>15</sup> 詢に彼等の欲する處は、ヴァジニア會社の仕事ではなく、ドレイク及びホーキンスの夫であつた。彼等の收益の大部分も貿易からではなく愛國的海賊行爲に依つて擧げて居たのである。此種の仕事に依る即時の利益と其利益に對する期待は、會社をして目前には何等の利益をも期待する事の出來ぬ無味乾燥にして忍耐を要する殖民事業を殆ど全然等閑に附せしめたのである。會社がニュー・ネザールランドから得る利益は其西班牙人から得る分捕品の夫に較べて詢に九牛の一毛に過ぎなかつた。<sup>16</sup> 加之、ニュー・ネザールランドの統治權は十九人會の決議に依り最初からアムステルダム株主團に全然委任されて居た。會社は全體としては同殖民地に對し何等の直接の支配權も又責任も持つて居なかつたのである。<sup>17</sup> 而して會社及び其一部たる株主團は特許狀の規定に依り聯邦議會の密接なる

監督の許に在つたので、ニュー・ネザールランドは聯邦議會とアムステルダム株主團の合同の統制の許にあつたと云つてよい。同殖民地の居住民及び關係者は多くの問題に關し屢々直接聯邦議會に訴へた。通常斯る請願は審査、命令又は勸告の形で會社の統治に對する聯邦議會の干涉を促した<sup>18</sup>。而して會社の殖民地に對する遍狹なる商業政策は、會社よりも一層廣汎な國民的見地に立つ聯邦議會の政策に依つて屢々更正されたのである。

ニュー・ネザールランド現地の政府は一名の知事 (Director)、若干の參事 (councillors) 及び其他少數の公吏より成立した。會社の記録が殘存して居ない今日、是等の公吏の法律上の權限、相互及び會社に對する關係を明確に説明する事は不可能である。既述せる如く會社が殖民地知事を任命するには聯邦議會の贊成を要し、且つ知事の辭令書は聯邦議會から發せられた。知事の任命には斯く聯邦議會が干與したのであるが、是は會社から授權され給與され且其訓令に従つて行動し會社に對して直接の責任を有する其代理人たる知事の地位を實質的に變更するものでなかつた。會社は會社が發せる訓令の範圍内に於て爲せる知事の行動に對し聯邦議會に責任を執り且夫を辯護したのである。知事は又殖民地に於ける會社の利害及び權利に關係する事は固り治安及び公益に關する一切の出來事を洩らさず聯邦議會にではなく會社に報告する義務を持つて居た。會社は是等及び他の出所より得た報告、請願及び上訴に基き、知事及び其他の必要な殖民地公吏に對する訓令指令を認めたのである。參事より成り而して知事は職權

上常に其議長であつた參事院は知事の職務上の一切の行爲を補佐する知事の「樞密院」にして、通常五名の參事より成る小團體であつた。參事はニュー・ネザールランドの歴史を通じて知事に依つて通常任命された。殖民地に於ける立法的、行政的及び司法的なる最高の地方的統治權は會社から知事及び參事に共同に委任されて居たのである。無論此權能の行使は會社の隨時發する訓令に依つて制限された。ニュー・ネザールランドの知事は行政上の事柄に關しては參事の意見に拘束されなかつたが、其他の點では彼と參事の關係は尠くとも法律的には英人の領地殖民地プロビンシャル・コロニーズに於ける夫と大體同様であつた。實際上では、併し、知事は參事の任命權を事實上握つて居たが故に彼は英人の領地殖民地の知事よりは參事院に對し遙に優越した地位を持つて居た様である。<sup>19</sup>而して民意を代表する議會の存在しなかつたニュー・ネザールランドでは、知事が參事會を支配する時、知事は事實上の獨裁者であつたのである。

ニュー・ネザールランドの最高の法律は、訓令及び布告の形で表示されたるアムステルダム株主團の意志であつた。是等の形で特に規定されざる事項に關しては合衆國及び和蘭州の法令及び習慣が最高のものとなつた。<sup>20</sup>知事及び參事は、是等の最高の意志に準據して、殖民地の特殊なる事情に適應する諸種の法律及び命令を隨時制定し公布した。<sup>21</sup>彼等は詢に殖民地内で立法權を行使する唯一の團體であつた。彼等の立法權の範圍は政府の關係する一切の問題に及んだのであるが、彼等の立法の主たる對照は商業貿易の取締り、土地の分配、海關稅及び其他の諸課稅、防備、宗教、道德、公吏の義務及び手數料、地方

自治及び裁判所の構成等に關するものであつた。知事及び參事は己等の斯く制定せる法律を、又下級官吏を指揮して親しく執行したのである。彼等の行政的活動は殖民地生活の殆ど全面に、事の大小を問はず間斷なく及んだ。<sup>22</sup> 彼等は又己等の制定せる法令の解釋者であり且適用者であつた。知事及び參事は知事を裁判長とするニュー・ネザールランドに於ける民事及び刑事の最高の——而して下級の裁判所が設置される迄久しい間唯一の——裁判所を構成した。重大なる事件は初審たると控訴たるとを問はず總て此最高裁判所で審判されたのである。其判決及び命令に對し不服ある者はアムステルダム株主團又は聯邦議會に對し直接控訴及び上告する事が出來た。併し實際では此種の控訴及び上告は多くの知事に依り有効に阻止されたのである。

知事及び參事の外に、彼等に一部分從屬し又一部分同格であつた *Koopman* 及び *Schout Fiscal* と呼ぶ二名の重要な役人が居た。前者は英人の殖民地に於ける總務長官 (*Secretary*) と同様な職能と共に現地に於ける會社の會計長官の役目を果した。後者は殖民地の檢事總長たり諸法律命令の執行官たると同時に關稅の徵收に當つた。<sup>23</sup> 是等の兩役共に本國會社から直接任命され且會社に對し必要と認むる事項を直接報告することが出來、知事に對する一種の目付役であつた。従つて彼等は知事と殆ど常に反目の間柄にあつた。上述せる諸公職の内、知事は會社に依つてのみ隨時罷免されたが、其他の公吏は豫め會社の承諾を受ける事なく知事に依り單獨に屢々罷免された。以上述べきたつた處に依り、ニュー・ネザール

ランドに於ける知事と參事の重要性と其政治機構の單純性が明になつたかと思ふ。

一六二三年西印度會社の支配下に於て最初の移住民がニュー・ネザールランドに渡航してきた。夫は少數であつた。而して彼等は現在の紐育市が占めるマンハッタン島及びロング・アイランドの西端、現在のアルバニー市域内に在つた Fort Orange 及び其他二、三ヶ所に拓殖地セトルメントを設けて分住した。<sup>24</sup>會社の記録が残存して居らぬ爲、是等の移住民の土地保有の條件及び夫等の居住地に初期の經濟生活は明かでない。ニュー・ネザールランドの土地分配制度は一六二九年に會社が發行せる特權狀 (charter of freedom and exemption) <sup>25</sup> に依つて開始されたものと見てよい。西印度會社は當時殆ど其全精力を西班牙船及び西班牙領地の劫掠に傾けて居た。そこで會社は個人の資本と事業を誘入して、ニュー・ネザールランドを拓殖する自己の負擔を輕減し且單なる貿易場ではなく恆久的農業會社を建設する目的の爲に、此特權狀を發行したものと思はれる。特權狀の要點は大要次の如くである。西印度會社の株主にして今後四ヶ年以内に自費で五〇家族を移住させる者にマンハッタン島を除くハドソン其他航行に適する河の河岸又は海岸隣接の廣大なる土地の所有權 (in fee simple) を與へて領主 (patron) とする事を約束した。是等の下附地は、若し夫が河又は海の片岸丈であるならば十六哩の、兩岸ならば八哩宛の間口と事情の許す限り事實上無制限に進め得る奥行とを有する廣さに及ぼし得たのである。但し被授者は自辨で土人の占有權を消滅させる事を要した。領主は領内パトロンに於ける民、刑事の裁判權及び判決執行權が附與された。パト



パルーン領の住民は領主(又は莊園)裁判所より首都ニユー・アムステルダム——後の紐育市——に在る知事及び參事より成る最高裁判所に控訴する権利を保留された。併し此條項は、此種の控訴を爲さざる條件の許に領主が彼等の移住民を送る事に依り、事實上無効に歸せしめられた。<sup>26</sup> 領主には領内に自治的特權を有する部落タウンの設置を許す權能及び領内の住民即小作人を統治し且已の權能を行使するに必要な代官——領主は通常不在者にして彼の權能は代官に依り行使された——を任命し且住民に對し命令を發する權能が附與された。但し是等の命令は西印度會社及びニユー・ネザールランドの法規に背馳せざる事を要した。會社は斯く領主パルーン領主の地位をしてニユー・アムスターダムの政府より多分に獨立性を有する地方政府の中心たらしめようとしたのである。領主パルーンには若干の物品に關する輸出税を除き八年間殖民地の一切の課税から免除された特典が與へられた。パルーン領の住民も十ヶ年間關税を含む一切の課税から免除された。彼等は其代り免除期間内一ヶ所に定住して其處の資源を開發する事を要した。換言すれば、此間一のパルーン領を去つて他のパルーン領の小作人となる事は許されなかつたのである。彼等は又亞米利加で新生涯を始めるに全然資本を要しなかつた。蓋しパルーンが旅費はもとより開墾に必要な一切の費用——家屋及び納屋の建築、農具及び家畜の供給等——を負擔したからである。領主には又領民に對し牧師及び學校教師を維持する義務が課された。是等の莫大なる出費に對し領主は通常農、畜の産物を以て支拂ふ事の出來る一定の地代又は小作料を住民から徵收し且住民の農産物を優先的に買

取る特權が附與された。住民は又領主の磨臼で其一切の穀物を搗く事を要し、領主の許可を得ずしてニュー・ネザールランド及び北亞米利加に於ける英、佛殖民地より物産を買入れる自由を持つて居た。併し是等の物産を歐洲に送る場合には、其前に一應ニュー・アムスターダムに持ち行き、其處で五分の輸出税を會社に支拂ふ事を要した。但しニュー・ネザールランドに於ける毛皮の賣買は此規定から除外された。會社及び會社の任命せる其代理人以外は、従前通り何人も毛皮貿易に従事する事は許されなかつた。最後に和蘭本國の機業を保護する爲に何人も織物業を興す事は堅く禁止された。

一六二九年の特權狀は恐らく充分なる研究の結果生れてきたものであらうが、夫は會社の期待せるが如き好影響を齎らさなかつた。古くから自治的特權を有する都市の集合から殆ど成立し且其住民の大多數が都市に居住して居た<sup>27</sup>和蘭では、封建制度は中世期に於ても充分發達しなかつた。況んや十七世紀の當時に在つては此充分發達しなかつた封建制度の和蘭に齎らした政治的社會的羈絆は殆ど解消されて居たのである。一六二九年の特權狀は實に舊世界で既に殆ど殘骸に化して居た此封建制度の一局面を、移住獎勵の目的で新世界に輸入し、母國に於ける彼等の生活が何等斯る制度に習熟されて居らない住民の間に是を樹立せんとしたのである。無論其規定は當時の露西亞又は佛蘭西の農民を虐げて居た夫の如く苛酷なものでは無かつた。併し夫は、西班牙人を擊退し信仰の自由と生命身體及び財産の安全を確保し繁榮して居た和蘭人をして、大洋を横切り未知の世界に新生涯を初める危険と戦はしめる程の誘引を持

つて居なかつた事は確である。又假令斯る危険を計算に入れなくとも、新世界に於けるパトルーンの小作人としての彼の地位は、故國に於ける從來の彼の地位よりも一層自由にして品位あり且誇るに足るものとはならなかつたであらう。特權狀の起草者等が是等の點を見究め得なかつたのは、寧ろ不思議である。パトルーンの場合は是と趣きを異にして居た。由來富裕なる商人の間には金儲けの手段としてよりも寧ろ己及び己一家の社會的地位を向上し且權威づける一手段として莫大なる資本を惜氣なく投じて廣大なる所有地の領主たる事を希望する者が尠くなかつたのである。斯る現象は十七、八世期の英國社會には極く一般的な現象であつた。當時アムステルダム及び其他和蘭の都市に於ける富裕なる市民バツァーの間にも又斯る慾望に動かされる者も決して尠くなかつた。従つて最初の程は、パトルーンが彼等の亞米利加に送るべき小作人を集める事に苦勞しても、會社はパトルーンを得るには困難を感じなかつたのである。併しパトルーンにして地代又は小作料から上る利益を目當てにして投資した者は屹度失望したであらう。蓋し新開地には最初の久しい間地代や小作料を支拂ふ程の餘剩收穫を得るは困難であつたからである。

却説、此計畫が發表されるや否や、一般の株主が其計畫を知る前に殖民地に於ける彼等の代理人に豫め牒し合せて有望な土地を物色して居たアムステルダムの重役連は、先づ夫等の有望な土地を自ら分割した。<sup>28</sup>次で他の株主の中にも是等の重役連の分割地に割込みを爲し或は他の土地を得る者も出た。斯く

して一時ハドソン及びデラウェアの兩河畔の所々にパトルン領が設立された。併し其大部分は不成功に終り、蘭人統治の終末に於て殘存せるものは僅かに二、三に過ぎなかつた。<sup>29</sup> 其内最も成功し且最も有力であつたものはアムステルダム株主團の重役にして寶石商であつた Kilian Van Reusselaer の創設せる所謂 Reusselaerwyck にして、夫は現在の紐育州のアルバニー及びランセラーの兩群<sup>カウンティス</sup>を包含して居た。而して吾人がランセラー領とニュー・アムステルダムの政府の關係及び紛争を理解する時、<sup>30</sup> パトルン領制度が若しニュー・ネザerlandに發達して居たならば、夫が如何に會社の最上權にとり危険にして會社の中央集權的統治を不可能に陥らしめたであらうかを容易に想像する事が出来る。

一六二九年の特權狀では移住獎勵の目的を充分達し得なかつたので、會社は其後二度夫を修正する特權狀を別に發行した。一六三八年聯邦議會の勸告に従つて、<sup>31</sup> 會社は過去十六年間其享有せる貿易及び農業に關する獨占權を放棄した。若干の穩當なる制限の許に毛皮貿易權及び土地の自由無條件所有權を一般希望者に——和蘭人のみでなく外國人に對しても均しく——許與する事にした。會社の保留せる唯一の獨占權は移住民及び彼等の物資を適當の代金で運搬する權利のみであつた。製造業に對する禁止は同時に解除された。此外、會社は一般民の移住獎勵に關する種々の規定を設けた。其結果、移住希望者は全然無資本でも、會社の無賃輸送と土地、家屋、家畜及び農具の提供——但し是等に對しては毎年若干の賃料を支拂ふ事を要した——に依り、ニュー・ネザerlandで地主となる事が出来たのである。<sup>32</sup> 一六四

○年會社は更に一六二九年の特權狀に修正を加へた。パトルーンの封建的諸種の特權は従前通り保存されたが、今後設立さるべきパトルーン領の廣さは海岸又は河岸に添ふ間口十六哩から四哩に縮少され、奥行は無制限より八哩に制限された。小地主制度——一六二九年の前記文書にも若干規定されてあつたが——も同時に確立された。即五名以上の成年男女を自費で移住させる者には其人數に應じて廣い土地が無償で附與され拓殖地セトルメントを設ける事が許された。而して斯る拓殖地セトルメントが増加する場合には夫等を部落タウンに組織して一定の自治權を附與する事が約束された。<sup>33</sup> ニュー・ネザールランドでは結局、莊園的形態よりも此種の土地下附の形態が一層普通のものとなり、一層有効に殖民地の發展に寄與したのである。

一六三八年及び四〇年の通商及び土地分配に關する寛大なる政策は、和蘭の「傳統的慣習」たる信仰自由の政策——夫は必ずしも常にニュー・ネザールランドで完全に維持された譯では無かつた——と相俟つて移民を和蘭及び其他の舊世界から許りでなく新英蘭からもニュー・ネザールランドに多數吸引した。<sup>35</sup> 併し其人口増加の割合は未だ遠く新英蘭の夫に及ばなかつた。<sup>36</sup> 一六四三年マンハッタン島を訪れたゼスウィット派の一宣教師は、當時同地に約四百餘名の移民が居住し十八の異つた國語を話して居た事、而して其主なる人種は和蘭人の外英國人、佛人、スコッチ・アイリッシュ及び猶太人等であつた事及び異國民の數と同様に多數の異宗派の信者が居た事を報告して居る。<sup>47</sup> 此報告は多少誇張されて居るかも知らぬが、夫にしてもニュー・アムステルダムは當時既に今日の紐育がそうである様に非常にコスモポリタン

であつた事を充分説明して居る。而して斯る状態は、ニュー・アムステルダムに於けるが如く甚だしくはなかつたが、或程度迄地方にも及ばされて居た。ニュー・ネザールランドの此コスモポリタニズムは只でさへ舊世界の傳統的羈絆が缺如せる爲に不安定に陥り勝であつた其政治生活から更に和合及び統一を奪ひ、一層不安定且薄弱なものたらしめたのである。諸外國民中最も多數を占めた者は英人であつた。英人の内で最も多數を占めた者は新英蘭の褊狹な清教主義的支配から逃避せる人々であつた。彼等は主としてロング島及びニュー・ヘブン以西の其對岸に多くは集團的に若干は和蘭人と雜居して生活して居た。<sup>38</sup> 前述せる一六三八年及び四〇年の政策が採用された後、多數の英人がニュー・ネザールランドに移住してきたので、ニュー・アムステルダムの政府は一六四二年遂に英人掛りの總務長官(English Secretary)の官職を恆久的に設ける必要に迫られたのである。斯る英人の——一層嚴格に云へば新英蘭人の——平和なる侵入はニュー・ネザールランドに二つの重大なる政治的影響を與へた。其一は自治の促進である。自治は(後章に觀る如く)、新英蘭生活の主要なる一部分である。彼等の移住には常に必ず自治の精神と傳統と而して其實現が伴つて居る。ニュー・ネザールランドに於て一六四〇年の修正特權狀の規定に基づき一六四四年以後率先して知事及び參事會より地方自治權を獲得し、他の和蘭人の社會をして是に見習はしめたものは、實に英人の諸部落であつた。和蘭人を促し或は和蘭人と協力して頑強に代議政治の獲得運動を繼續したのも又英人であつた。其二は和蘭のニュー・ネザールランド統治權を内在的に薄弱ならし

め、英國をして後年同地の和蘭政權の完全なる顛覆を容易ならしめた事である。和蘭人は常に英人が自國の殖民地で優越な地歩を占める事を恐れたのであつたが、なるべく多數の移住民を得る必要の爲に、彼等の權力が英人に依つて時に覆されつゝあつた時でも尙英人に對する寛大なる政策を放棄し得なかつたのである。

ニュー・ネザールランドの地方制度<sup>40</sup>は寧ろ複雑であつたが是を大體一般及び特殊の二形態に分類する事が出来る。一般の形態となつたものは、前記一六四〇年の修正特權狀の規定に基き自治權を許與した結果生れてきた部落制度である。此部落制度は大體に於てネザールランドの夫を模倣して居る。併し此種の部落の多數は英人に依つて創設又は居住されて居た爲か、夫は若干の點に於て新英蘭部落の慣行により修正されて居た。部落の政治機關は *Schepens* と呼ぶ參事の一團と *Schout* と呼ぶ一名の執行官より成立した。是等の公吏は總て部落の自由民（公民）に依り和蘭の習慣に従ひ其倍數選ばれたる候補者中より一年の任期を以て知事及び參事より任命された。而して就任には聯邦議會及び會社に對する服從の宣誓を爲す事を要した。 *Schout* は和蘭に於ける同名の官吏の如く犯人の檢擧、及び命令又は判決の執行に當つたのである。部落參事會は二重の職能を持つて居た。一は部落の立法機關として土地、學校、教會及び其他只自己の部落に關する規則及び命令を制定する事であつた。是等の制定權は無論知事及び其參事會の否認權に服した。他は部落の司法機關として裁判所を構成する事であつた。部落民は是等の裁

判所の判決に對し直接知事及び彼の參事會に控訴及び上告する事が出来たのである。斯く彼等の行爲は法律上では總てニュー・アムステルダム政府の再審權 (review) に服し、殆ど獨立性を有して居らなかつた。併し實際上では、知事及び其參事會の寛大又時として無關心な態度に依り、通信の不便及び殖民地自身の薄弱並びに人口の増加及び拓殖地擴大の必要に依り、多大の地方自治權を享有する事が出来た。尙ニュー・ネザールランドには他の英人殖民地に見る County に匹敵する行政區劃は何等設置されなかつた。

次に地方制度の特殊形體としては三つ是を擧げる事が出来る。其一は一六二九年の前記特權狀の規定に基き創設されたパトルーン領である。パトルーン領は通常本國に在住する現地不在地主が知事及び其參事會に無關係に任命せる彼等の代理人を通じて專制的に支配した。従つて夫は前記の部落に較べてニュー・アムステルダムの政府に對し一層獨立した管轄區を構成したのである。其二はニュー・アムステルダムの自治都市である。マンハッタン島の南端に漸次成長して居たニュー・アムステルダムの人口及び廣さは部落の夫と大した相異は無かつたが、殖民地政府の所在地であつたが故に久しい間知事及び參事に直接治められ、何等自治權を享有して居なかつた。而して一端自治權を附與されるや、其組織は普通の部落の夫では無く都市としてあつた。住民の頑強なる運動の結果、會社は一六五三年に初めてニュー・アムスターダムに自市都市たる權能を附與した。此許可命令<sup>41</sup>に依れば、市の主たる公吏は一名の



執行官 (Schout)、二名の市長 (Burgomasters) 及び五名の市參事 (schepens) より成立した。市長及び市參事は又市參事會を組織した。市參事會は知事及び彼の參事會の再審權に服し、主に市の立法及び司法機關として活動した。是等の公吏は總て市民——市民權は通常一定の手數料を市に納める事に依つて獲得出來た——より選ばれる事になつて居たのであるが、實際では久しい間時の知事が種々の口實を設けて市民に無關係で彼等を任命して居た。知事が市の公吏の提出せる倍數の候補者中より市長及び市參事を任命する事を承諾したのは一六五八年以後に、執行官の夫を承諾したのは一六六〇年以後に夫々屬した。<sup>42</sup>

其三はデラウエア灣及び河岸の拓殖地(ネデルメン)に對する地方政治であつた。西印度會社は一六二九年の特權狀の定に従つて同地域を共同名義で二、三の株主に下附した。而して被授者等は、一六三〇年其處にパトルン領の創設を企てたが失敗したので、會社は遂に彼等から其土地に對する權利を買戻したのである。

次で瑞典人は一六三八年 Gustavas Adolphus の息女 Christina 女王より特許狀43を得て西印度會社を組織し、デラウエア河岸に彼等の殖民地を建設した。<sup>44</sup> 夫は終始微弱な殖民地であつたにも拘らず、和蘭西印度會社は久しい間是に對し有效なる反撃を加へるのを躊躇し、其間僅かに一、二の貿易場をデラウエア河畔に維持したに留つた。蘭人がデアウエア河畔の瑞典人に敵對行爲を久しい間とり得なかつた理由は、卅年戦争に於て瑞典が和蘭側の勝利に缺くべからざる有力な味方であつた爲である。併し一六五五

年に至り時のニュー・ネザールランド政府は會社の命に依りデラウエア沿岸に遠征隊を送り、同地の瑞典政權を完全に克服して仕舞つた。次でニュー・ネザールランド政府は同地方統治の爲に副知事以下若干の公吏を任命し、彼等の一團に知事及び彼の參事會の再審權に服する地方的立法、司法及び行政權を附與した。併し一六五七年に至り西印度會社は負債の肩替りとしてデラウエア灣及び河の西部の土地を其政治的支配權と與にアムステルダム市に讓渡した。斯くして茲にニュー・アムステルダムの政府より殆ど獨立せる法人アムステルダム市を領主とする一種のバトルーン領 *New Amstel* 殖民地が創設された。<sup>45</sup> 其結果會社のデラウエア河地方の支配權は著しく削減されたのである。

ニュー・ネザールランドでは、英人の諸殖民地に見るが如き、移住民全體の權利と利益を代表する恆久的な民選議會は存在しなかつた。此種の議會設置に關しては、ヴァージニア會社の特許狀に於けると同様に、西印度會社の特許狀にも何等規定されて居らなかつた。西印度會社及び殖民地に於ける彼等の代表者等は、此種の機關をニュー・ネザールランドに設置する意志を終始持つて居なかつた許りでなく、民權の伸張を企圖する一切の運動に對しては極力彈壓するの方針に出たのである。ニュー・ネザールランドの政治は終始知事中心の獨裁政治であつた。斯る獨裁政治に對し移住民の間に自然反抗運動が發生してきたのである。此反抗運動は諸地方を結合して代議制度を恆久的に確立する迄には結局至らなかつたが、會社の褊狹なる利己的政策を若干反省させ且地方自治體の發達と相俟つて知事及び參事の權能を多少制

限する上に有効であつた<sup>46</sup>。獨裁政治の許では外部からの危険は其住民の獨裁者に對する反抗の機會を通常與へるものである。ニュー・ネザールランドの場合も同様で、初めは土人戦争 (Indian wars) が終りに  
は英人の壓迫が其機會を與へたのである。

土人の占有地帯に白人の拓殖地が擴大して行く時、兩者の間には、常に争闘が繰返された。ニュー・ネザールランドも早晩土人戦争に見舞はれる運命を持つて居た。併し知事 *Kniff* の土人の財物を徵發し、或は土人を虐殺する等の輕率なる挑戰的政策は、彼等の白人に對する敵對行爲を確に速め、一六四一年より五ヶ年以上に亙り殆ど絶へざる殘忍な土人戦争が、ニュー・ネザールランドで遂行された。此間マンハッタン島及び夫に隣接する本土及びロング島に居住せる多數の白人は土人の爲に虐殺され、彼等の家屋は、焼き拂はれ且農場は、殆ど破壊し盡されて、殖民地は、一時全く疲弊して仕舞つたのである。<sup>47</sup> 而して當時ブラジルに於ける冒險事業に失敗して破産に瀕して居た西印度會社は、此土人戦争を通じて援助らしい援助を移住民に與へる事が出来なかつた。憲法制度史の學徒にとり興味ある問題は此土人戦争の經過ではなくして、斯る外敵の危険と「鬭争の苦惱」の間に支配者に對する政治的反抗が生れてきた事實である。一六四一年八月知事キエフトは土人の攻撃に對し強硬なる態度を執る必要上、移住民の協力を得んとして、ニュー・アムステルダム及び其近在の有力者及び家長を招集した。召集された移住民等は直に十二名の代表委員を選んだ。<sup>48</sup> 知事は此十二人會 (The Twelve Men) を土人攻撃の方策を講ず

ると云ふ應急の特殊問題に關する一時的の諮問機關と見做したのであるが、十二人會の方では左様に局限された一時的職能に満足しなかつた。彼等は知事の要求に従つて戦費の徴收及び遠征隊派遣の件を承認したが、同時に自分等は住民の利益代表の機關であると云ふ前提の許に諸種の政治的改革を知事に獻策した。<sup>50</sup> 彼等の提案せる改革の要點は、ニュー・アムステルダムに本國の都市と同様なる自治權を附與する事、參事を増員し其内四名は十二人會より交代して是を任命し以て特に課税及び貿易に關する一般住民の利益を參事會に於て代表させる事及び參事會が裁判所として活動する場合は全參事の出席を要する等であつた。知事は十二人會の是等の改革の要求に應じなかつた許りでなく、十二人會の斯る行動は常局の權威を薄弱ならしめる危険なる越權行爲であるとして是を翌四三年二月に解散した。併し依然として繼續せる土人戦争の壓迫に堪へ兼ねて、知事は移住民の協力を得、——殊に戦費を負擔させる——必要上同年九月生殘せる家長を再び召集し、代表委員の選舉を要請した。斯くして生れたのが八人會 (The Eight Men) であつた。<sup>51</sup> 八人會に十二人會と同様に知事の行動を何等直接には抑へる事は出来なかつた。併し彼等は知事より獨立に直接本國會社及び聯邦議會に意見書を提出して、ニュー・ネザールランドに對する本國に於ける當局の注意を喚起した。是は十二人會が單に知事に意見書を提出したのに較ぶれば、重大なる憲法的一勝利である。是等の陳情書に於て後等は、土人戦争の起源と經過を語り、戦争に依り彼等自身の疲弊と窮狀を雄辯に訴へ、知事キエフトの惡政を説き、殖民地の繁榮と發展の爲には

現知事を即座に罷免し新知事を任命する事、地方自治制度及び代議制度を樹立する事及び新に多數の移住民を送る事の絶對的に必要なる所以を陳述して居る。陳狀書に於ける要求の一部は叶へられて、知事キエフトは一六四五年罷免され、Peter Shuyvesant が彼に襲いで知事に任命された。彼はニュー・ネザーランドに於ける最後の知事であつて、一六六四年同殖民地が英人に征服される迄十八ヶ年間其職に留つたのである。

新知事は前任者に劣らぬ専制主義者であつたが、<sup>53</sup> 必要の爲讓歩を餘儀なくされ、一四七七年以來和蘭に於て承認されて居た「課税は承諾に依る」の原則をニュー・ネザーランドでも或程度迄認めなければならなくなつたのである。ステイブサントは着任後、彼の幾多の改革案の一としてニュー・アムステルダム城塞の修理に着手せんとした。是には多額の經費を要した。併し破産に瀕せる會社は此修理費を負擔する事も出来なければ又欲しなかつたので、彼は勢ひ何とかして住民からは是を徵收する必要に迫られたのである。一方土人戦争に疲弊せる住民の方でも斯る費用は當然會社が負擔すべきものだとの理由を楯に其分擔を肯じようとしなかつた。そこで彼は住民から金を一層容易に出させる必要上或程度迄住民の要求に應じ希望に添はんとして一六四七年九月大要次の如き命令を發した。ニュー・アムステルダム及び其近在部落の家長は彼等の内から地方的でなく集合的に十八名の代表者を選擧すべき事、知事及び參事は此十八名中より九名を「護民官」に指名し九人會 (The Nine Men) を組織さす事、九人會は知事に

依り正式に召集された時に限り知事及び參事の提出せる問題に限りて建議權を有する事、知事及び參事は彼等の適當と信する時に何時でも九人會を解散するの權を有する事、但し其間九人會に缺員が生じた場合には再び住民を召集する事なく知事、參事及び九人會が共同して是を補充すべき事等是である。九人會は防禦及び財政上の必要の爲に設けられた此種の第三番目の團體であつた。<sup>55</sup>九人會は前任者と同様に何等の立法權を有せず、只建議權のみを有したに過ぎない。是等の建議を採用するや否やは全く知事及び參事の意志に懸つて居た。九人會の機能の前任者の夫と異なる點は建議權が一特定問題に局限されずして、知事の提出する殖民地及び移住民の福祉を増進する萬般の問題に及ばされ得る事であつた。九人會は制度上前任者と同様に何等地方的代表の要素を持つて居なかつた許りでなく、夫は知事から解散を受けぬ限り自存 (self-perpetuating) の團體であつたのである。即九人會は理論上住民に對し寧ろ無責任の團體であつたが、其存在は決して住民にとり無意義では無かつた。何となれば輿論は知事及び參事に働くよりも彼等の方に遙に敏活且有効に作用し得たからである。九人會が何時迄存続したかは明でないが、其行動は一六五二年の春に至つても記録されて居る。<sup>56</sup>此間九人會は知事の期待に叛き城塞の修理費を負擔する事は拒否したが、地方開發に關しては知事と若干協力して居る。九人會が力を傾けた主なる仕事は、前任者八人會と同様に、本國政府に訴へて其助力に依つて殖民地統治の匡正を計らんとした事である。彼等は一六四九年知事の反對と妨害に打勝つて代表者を本國に派遣し、移住民代表の名に於て

聯邦議會に陳情書及びニュー・ネザールランド稅政陳情書 (Vertoogh Van Nieuw Nederlandt)<sup>57</sup> を提出した。是等の文書——其性質上其處に陳べられて居た事實は無論尠からず誇張されて居るが——に於て彼等はニュー・ネザールランド統治に於ける會社の利己的政策と怠慢を、知事の横暴と失政を遺憾なく暴露して、改革を要求した。彼等の希望せる改革の要點は、ニュー・ネザールランドを聯邦議會の直接の支配下に置き、本國の自治都市及び州の制度に則り殖民地の中央及び地方に自治制度を樹立し、移住民を平和に安住させる爲に英國と條約を結び殖民地の境界を確立し、政府の補助に依り移住の獎勵を計り且通商貿易の自由を確立する等であつた。是等の要求は移住民が眞實に其實現を希望せる彼等の輿論の發露としか見られない。併し其多くは聯邦議會が移住民の満足を買ふ様に返答出来ない難問であつた。例へば殖民地を聯邦議會の直接の支配下に置く要求の如きは、西印度會社に利害關係を有する經濟勢力が餘り有力であつたので、聯邦議會が實際では容易に實行出来る問題では無かつたのである。又最も重大なる境界確定の問題にしても、北米大陸に於ける和蘭の領有權を最初から全然否定して來た英人がニュー・ネザールランドを四方から刻々侵略して居た當時、是に解決を與へる事は至難の業であつた。却説、移住民の是等の要求に對する聯邦議會の見解は一六五〇年其委員會の作成せる報告書に基いて採用せる暫定命令<sup>58</sup> (Provisional Order) によく表現されて居る。報告書に力説されて居る政治的改革は參事を二名丈け増員し、是等の參事をバトルーン又は彼の代表者及び移住民の代表者の提出せる候補者表より四年

の任期を以て任命する事、九人會を今後三年間存續せしめて民事裁判權を是に附與する事、人口増加の曉には知事及び參事より獨立する最高の中央裁判所を設置する事及びニュー・アムスターダムに自治都市の權を附與する事等であつた。是等は全く一時を糊塗する極めて不徹底な改革案に過ぎなかつたが、夫でも實現されるればされぬより未だましであつたに相異なる。聯邦議會は此暫定命令<sup>プロビジョナル・オルダー</sup>を會社の各株主團に送付して、會社が夫を採用する事を勸告した。會社の中央執行機關たる十九人會に依りニュー・ネザールランドの統治權を委託されて居るアムステルダム株主團の重役連は恐く聯邦議會の干涉を嫉妬した爲であらう改革の必要を認めずとの理由で夫に反對した。併し餘りに頑固に反對する時は彼等が會社から委託されて居るニュー・ネザールランドの獨占的支配權を撤回される事を懼れて若干讓歩した。而して其讓歩は僅かにニュー・アムステルダムに都市自治權を附與するに過ぎなかつたのである。

一六五二年第一回の英蘭戰爭の勃發と是に土人及び海賊の跳梁は、ロング・アイランドの英人をしてニュー・ネザールランドの政界に積極的に活動する機會を與へた。主として彼等の提唱に依り、知事の内諾を得て一六五三年十一月夫々四つの和蘭人及び英人部落の代表者はニュー・アムステルダムに一協議會 (Landdag) を催した。此協議會は從來の十二會、八人會及び九人會に較べて二つの特色を持つて居た。其一は從來の會は知事の發案に基いて集つたものであるが、是は全然諸地方の移住民自身の發案に基き集會した事である。其二は從來の會は移住民が一體となつて選出せる代表者より構成されたが、是



は各部落毎に夫々選出せる各部落民の代表者より成立して居た事である。而して吾人は此協議會の成立を通して從來首府又は其近在に限られて居た民權伸張の運動が地方迄波及され地方自治制度の發達に伴ひ代表制度が地方自治體に基礎を置くに至つた二つの傾向を確知し得るのである。却説、協議會開催の直接の目的は土人及び海賊の攻撃に對し殖民地保護の有効適切なる方途を講ずるに在つた。併し兼ねてより代議制度の存在が拒否され、移住民、殊に地方移住民が彼等の要求を表現する機會が知事に依り封せられて居たニュー・ネザールランドでは此種の會合は一旦組織されるれば、夫は民意表現及び民權主張の機關と容易に化したのである。協議會の論潮は英人代表の指導の許に、外敵に對する防禦の問題よりも寧ろ如何にして内部の専制政治に對し住民の權利を擁護すべきの問題に轉向していつた<sup>59</sup>。而して夫は聯邦議會に對する一陳情書となつて表れた。此文書は英人の一代表が起草した。其内容は英人代表の影響を極めて明白に表示して居る。此文書に於て彼等は、自分等は被征服の人民では無く自發的にニュー・ネザールランドの法律の保護に服せる自由民であるが故に當然本國の人民と同様な特權を一切享有すべきであると云ふ前提の許に、ニュー・ネザールランド政府の専制主義を次の様に批評して居る。曰くニュー・ネザールランド政府は形に於ても精神に於ても全く専制主義に基くものである。役人は「彼等に最も關係する住民の承諾も又指名もなくして」任命される。法規は人民の承諾なきは無論の事多くの場合に住民の知らぬ間に制定公布されて居る。斯様に一、二の役人が住民又は彼等の代表者の「承諾も智識も

又選舉」も無くして勝手に制定せる法律命令の掩飾の許に住民の生命財産を自由に處分する權能を獨占する事は總ての秩序ある政府の眞の原理に背反して居る。又斯くして制定された法律命令は和蘭政府の許與せる特權に違背し、總ての自由民の嫌惡的である。最後に彼等は法律命令の制定に彼等又は彼等の代表者の承諾を與へる權利を彼等の當然なる特權の一として要求した。斯る自然權の前提に出發してニュー・ネザールランドの憲法制度を曲解し、代議制度を彼等の當然の權利として肯定せる此議論が、知事の憤激を買つた事は申す迄もない。知事は此文書の送達を受けるや、協議會は知事及び參事の召集を受けざるが故に非合法の祕密集會に過ぎないとの理由で解散を嚴命した。次で此命令に反抗的態度を示せる英人の部落に對しては有效なる彈壓を加へた。<sup>63</sup>斯くして本協議會の努力は前任者の努力と均しく「空虚なる抗議」に終つた。併し知事の此後に於ける移住民に對する態度が妥協的に傾いたる事實——是は英人の外部からの侵略的壓迫が加重されてきた對外的危機にも無論據るが——は、行政部の獨裁權を制限せんとした彼等代表者の努力が全然無駄でなかつた事を證明するものである。

一六六四年四月即ニュー・ネザールランドが英人に征服される數月前に此種の會合が再び開催された。英國がニュー・ネザールランドを征服する意圖が明となるや、未曾有の此難局に備へる爲に、知事はニュー・アムステルダム91の市長及び參事會員の要請に依り各部落より二名の代表者を召集して協議會を開いた。此議會は只代表と云ふ點からのみ觀察すれば、殖民地の全部分を代表する最初の而して最後の

リブレゼンタチフ・アセンブリー

代表議會であつた。併し夫は眞の而して總ての意味に於ける代表議會であつたとは無論云へない。即夫は何等一定の權能を有する恆久的立法機關として召集された譯ではなく何等の確定的權能も附與されずして只單に一時的危急に備へる爲に召集された臨時の機關に過ぎなかつたからである。本協議會は知事の要求せる防備費を協贊する事を拒んだ爲に行き詰りに陥り、結局當面の問題の解決に何等の貢獻を爲す事なく閉會して仕舞つた。以上述べきたつた如く、ニュー・ネザールランドでは代議政治の樹立は住民側から屢々要求され漸次其方向に事情が動いて居たにも拘らず、遂に恆久的制度として發達する機會を得なかつたのである。(一六三二、一〇、二七——一一、一四)

1 Henry Hudson は Hudson 河を訪れた最初の白人では無かつた。Giovanni da Verranzo の如きは殆ど彼より一世期前に Hudson 河を溯航して居る。併し 1609 年の彼の溯航から Hudson 河の所謂 “recorded History” が初つて居るので、彼の此溯航を發見と呼んでも差仕へないと思ふ。尙 Henry Hudson は其姓名の示すが如く英人であつたが、Hudson 河を發見したのは和蘭東印度會社の使用人としてであつた。

2 領地殖民地 (Provinces 又は Provincial Colonies) は王領殖民地 (Royal Provinces 又は Royal Colonies) と私領殖民地 (Proprietary Provinces 又は Proprietary Colonies) を總稱して呼ぶ。

3 是等〇 Provinces は Holland, Zealand, Utrecht Guelderland, Priesland, Overysseel 及び Groningen である。

4 “Their States General……had more the character of a diplomatic body than of a sovereign legislature; it was more a congress than a Parliament.” Fiske, J. The Dutch and Quaker Colonies in America (J. F. Historical writings, VII, Boston,

5 諸州に於て選ばれるべき参事の数は大體に於て Holland 三名、Zeeland, Friesland 及び Guelderland より夫々二名、Utrecht, Overijssel 及び Groningen より夫々一名の割合であつた。

6 1612年に於ける参事院の決定に依れば和蘭州の聯邦に對する納税額は全諸州の總額 100に對する 57 として他の六州のを合併せるよりも尙大であつた。Brothhead, I. R. History of the State of New York (N. Y., 1871) I, P. 451 n.

7 本書に於ても United States of Netherlands 及び其國民を屢々和蘭及び和蘭人と呼び、特に the Province of Holland を指す場合は和蘭州と呼ぶ。ネザールランド人 (Netherlander, Netherlandian, Netherlandish) は又屢々獨逸流に Dutch とも呼ばれる。

8 和蘭の都市の Burgomasters が其都市の一般的代表者として活動する點は英國の都市の Mayor と同様であつた。異なる點は Mayor の如く單一の行政長官でなかつた事である。Schepens は英國の都市の Alderman に相發するものであつた。尙是等の都市の職制は New Amsterdam (後の New York) に移植された。

9 是等の記述は主として Davis, G. M. History of Holland and the Dutch Nation, I, II; Brothhead, History of the State of New York, I に據つたものである。本問題を更に研究せんとす讀者は Block, P. I., History of the People of the Netherlands; Truin, R., Geschiednissder staatsinstellingen in Netherlands; Motley; G. I., Rise of the Dutch Republic; History of the Netherlands 等を参考せんがよい。

10 Documents relative to the Colonial History of the State of New York (ed. by E. B. O, Callaghan B. Ternow,) Albany, 1851-) 以後單に N. Y. Col. Docs. と略す。I, P. 11

11 本特許狀で指示された New Netherland 南部の境界は當時一般に South River と呼ばれた今日の Delaware 河として、北部の夫は北緯 45 度の線、西部の夫は無限であつた。併し實際では New Netherland は和蘭人が現實に盤踞せる Delaware 河と Hudson

河の土地を指稱したのである。但 Hudson 又は H. Hudson に依りて Grand River と呼ばれたが、和蘭人は時の Stadholder に因んで公的に Prince Maurices River と命名した。併し普通一般には Delaware の South River と稱し North River と呼ばれたのである。其後次第に発見者の名を以て呼ばれ今日に至りて居る。

12 Thorpe's American Charters, Constitutions etc I, pp. 59 ff ; O. Callaghan, E. B. History of New Netherland (N. Y. 1849) I, App. A.

13 N. Y. Col. Docs. I, pp. 104, 175, 178 ; Osgood's American Colonies in the 17th century, II, p, 98

14 19 人餘の割當は Amsterdam Chamber 8 名、Zeeland Cham. 4 名、Dordrecht, North Holland, Friesland-Froningen の各 Chamber 二名宛、聯邦議會一名(合計 19 名)とあつた。

15 Doy'e, J. A. The Middle Colonies (The English in America ; London, 1907) p. 13 ; Vide N. Y. Col. Docs I, pp. 40-42

16 Vide Channing, E. A History of The United States, I, p. 447

17 本文に於てニュー・ネザランの統治に關して今後屢々西印度會社又は單に會社なる言葉を使ふが、夫は西印度會社の全體を指すものではなく其一部分たる Amsterdam Chamber を意味するものである事を諒承され度し。

18 Vide Osgood's American Colonies. II, pp 96—98

19 1838年の知事に任命された William Kieft の如きは一時彼自身の外に一名の參事を任命し、己に二票を保留した。彼の在任せる九年を通じて彼は二名以上の參事を任命した事はなかつた。

20 c. Brodhead's Hist. of N. Y., I, p. 204

21 長條の卷合せ O'Callaghan, E. B. Laws and Ordinances of New Netherland, 1638—74 (Albany, 1868) に收録されて居る。

22 Osgood's American Colonies, II, pp. 104—5

23 Osgood's American Colonies, II, pp. 105—6; N. Y. Col. Docs. I, pp. 495, 504

- 24 Channing's History I, p. 446 ; Fiske's The Dutch and Quaker Colonies . I, pp, 134 ff.
- 25 N. Y. Hist. Soc. Colls., 2nd Series I, p. 370 ; O'Callaghan, E. B, History of New Netherland (N. Y., 1848) I, p. 112
- 26 Brodhead's Hist. of N. Y., I, p. 304
- 27 和蘭の人口は1650年約240萬と概算され、其内の5萬は製造工業に、45萬は漁業及び是に關係する仕事に、25萬は航海及び貿易業に、20萬は農業に又他の20萬は軍務及び公役に従事して居たと De Wit は推算して居る。(Brodhead's Hist. of N. Y. I. p. 457)
- 是に依つて觀るも和蘭が古くから如何に都市の住民であつたかを想像する事が出来る。
- 28 Channing's History, I, p. 448
- 29 Osgood's American Colonies., II, pp. 31—32
- 30 Vide Ibid., pp. 115—17 : Fiske's The Dutch and Quaker Colonies in America, I, pp. 242—49
- 31 Osgood's America Colonies., II, p. 97; Winsor, J. editor, Narrative and Critical History of America (Boston, 1884) IV p, 403
- 32 N. Y. Col. Docs. I, p. 106 ; Brodhead's History of N. Y. I, p. 238 ; see also Fiske's The Dutch & Quaker Colonies., I, pp. 197—8 ; Jones, F. R. The Colonization of Middle States (Hist. o. North America series, VI—phil. 1904) p. 29
- 33 N. Y. Col. Docs. I, p. 119 ; Brodhead's History of N. Y. I, pp 311—12 ; Vide also N. Y. Col Docs. I, p. 401
- 34 Vide Fiske's The Dutch and Quaker Colonies., I, pp. 267—75
- 35 外國人と雖も聯邦議會、聯邦總督オレンヂ公及び New Netherland と對する忠誠の宣誓(Oath of allegiance)を爲せば和蘭人の移民と全く同一の權利及び特權を享有する事が出来た。(Ibid., p. 199)
- 36 Fiske に依れば 1653年に於ける New Netherland の全人は約2,000 (其内 New Amsterdam の住む者約 800名) ; 1664年の夫は約 10,000 (其内 N. A. に住む者約 1,600名) との事である (Ibid., pp. 265, 268)

- 37 Father Jogne's, Rep't. in O'Callaghan, E. B. Documentary History of The State of New York (Albany, 1851) IV, p. 15; Brodhead's Hist of N. Y., I, pp 373—74
- 38 Vide Doyle, J, A. The Middle Colonies (The English in America, London, 1907) pp. 100 ff.
- 39 Brodhead's Hist of N. Y., I p. 337.
- 40 Vide Osgood's American Colonies. II, pp. 106 ff; 但此問題に就いては Am. Hist. Rev VI に於ける A. E. McKinley の論文を参照せよ。
- 41 N. Y. Col. Docs. I, p, 391
- 42 Brodhead's Hist. of N. Y., I, pp 636—40
- 43 N. Y. Hist. Coll. 2nd Series, I, 408—9; See also N. Y. col. Docs., XII, p. 21
- 44 Vide Doyle's The Middle Colonies, pp. 68 ff.
- 45 New Amstel 殖民地の政治組織及び會社の關係に關しては Osgood's American Colonies. II pp. 113—15; Doyle's The Middle Colonies, pp. 85—92 参照
- 46 Vide Osgood's American Colonies, II, pp 142 ff
- 47 Brodhead's Hist. o. N. Y., I, p. 398
- 48 N. Y. Col. Docs., I, pp. 179, 183
- 49 Ibid., p. 304
- 50 Ibid., p. 201; See also Brodhead's Hist. o. N. Y., I, pp. 326—29
- 51 Ibid p. 365; N. Y. Col. Docs., I, p. 193 但“The Twelve Men,” は和蘭人許りより成立して居たが、此 “The Eight Men” の中には二名の英人が交つて居る事は注目に値する。Osgood's American Colonies, I, p. 145

- 52 N. Y. Col. Docs., I, pp. 144, 148, 208 ; Brodhead's ; Hist. of N. Y., I, pp. 371 ff.
- 53 Vide *Ibid.*, p. 574
- 54 N. Y. Col. Docs., I, pp. 309 ff ; Brodhead's Hist. of N. Y., I, pp. 474 ff.
- 55 "The necessities of the ruler, according to regular historical precedent, made for the constitutional rights of the subjects" (Doyle's *The Middle Colonies*, p. 35)
- 56 Vide Fiske's *The Dutch & Quaker Colonies*, I, p. 264
- 57 N. Y. Col. Docs., I, pp. 259 ff, 332 ff
- 58 N. Y. Col. Docs., I, pp. 387 ff ; Brodhead's Hist. of N. Y., I, pp. 514—15
- 59 N. Y. Col. Docs., I, pp. 550—52
- 60 Vide Fiske's *The Dutch and Quaker colonies*, I, p. 311
- 61 Brodhead's Hist. of N. Y., I, pp. 728 ff ; O'Callaghan's Hist. of N. N., II, p. 505